

神戸市都市農業振興基本指針

平成 30 年 9 月 神戸市経済観光局

第 1 神戸市都市農業振興基本指針策定の趣旨

神戸市では、自然的な立地条件と都市近郊に立地する経済的・社会的な条件を活かした農業経営が行われ、水稻・園芸・畜産の 3 部門がうまく連携して、野菜・花・果樹・酪農・肉牛肥育の各部門で個性豊かな農業が営まれている。また、ワイン用ブドウや酒米の生産も行われ、加工食品や観光農業との連携も強く、農業生産額においても、兵庫県下・近畿圏でも有数の農業地域となっている。

また、全国トップレベルの飲食店が集積しており、神戸のポテンシャルを活かし、これら神戸産農産物のブランド力強化に取り組んでいる。食を軸とした新たな都市戦略である世界に誇る食文化の都「食都神戸」構想を推進しており、市街地でのファーマーズマーケットの定期開催や神戸産農産物・加工品の海外展開に取り組むとともに、神戸の「食」の国際的な情報発信を強化し、神戸産農産物のブランド化や食ビジネスの振興をはかり、農業の活性化につながる取り組みを推進している。

神戸市内では、軟弱野菜や花きの栽培をはじめ、都市近郊の立地を活かした農作物の生産が行われており、農産物直売所をはじめ、小売店や近隣飲食店などを通じて、市民に新鮮な農産物が供給され、地産地消が実践されている。

都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）に基づく、都市農業振興基本計画（以下「国基本計画」という。）や兵庫県都市農業振興基本計画（以下「県基本計画」という。）が策定され、平成 30 年 9 月には都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されたことから、神戸市において、都市農業の果たす役割を踏まえた「神戸市都市農業振興基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定する。

基本指針における都市農業の定義として、基本計画における「都市農業」とは、基本法第 2 条において「市街地及びその周辺において行われる農業」と定義されており、本市においては「市街化区域において行われる農業」とする。

基本指針は、国・県の地方計画として位置付け、基本法第 10 条に基づき定めるものである。なお、国・県の制度改正など、社会情勢の変化等により新たな対応が必要となった場合には、その時点で所見の見直しを行うこととする。

第 2 都市農業の現状

神戸市には、市街化区域内の農地が約 200ha あり、市域の約 4% を占めており、そのうち生産緑地に指定されている農地が約 100ha となっている。市街化区域内の農地では、軟弱野菜や花きの栽培をはじめ、都市近郊の立地を活かした農業生産が行われている。

しかしながら、市街化区域においても農業の担い手が不足しており、農地の宅地化によって農地面積が減少傾向にある。さらに平成 34 年以降、指定から 30 年が経過した生産緑地が宅地化することが懸念されている。

一方で、平成 28 年に実施した農業者へのアンケート結果によると、現在 100ha ある宅地化農地では約 26% の人が今後も農地として利用するとしており、未定（約 49%）を含めるとさらに多くの農業者が生産緑地の追加指定を希望する可能性がある。

また、平成 29 年に実施した市民アンケート結果においては、安全で新鮮な農産物を供給に加え、収穫体験や食育、交流の場となる都市農地における都市農業の継続への期待が大きい。

第3 都市農業振興の基本施策と将来像

本市では、市街地にある農地の多くが居住地や飲食店等の消費地に近接している。現在、展開している都市戦略「食都神戸」構想とも整合をはかりながら、神戸の都市農業の特徴を活かし、“食と農の魅力を活かした神戸らしいまちづくり”に寄与する施策を展開していく。

- 基本施策1 都市農地を活かした都市農業の振興
- 基本施策2 都市農業に関わる多様な人材の育成
- 基本施策3 生産緑地の追加指定等による農地保全

【将来像】

上記の施策の展開により、神戸のポテンシャルを活かした都市農業が振興されるとともに、多様な機能を有する都市農地を保全・活用することにより、都市のコンパクト化につなげ、“食と農の魅力を活かした神戸らしいまち”を実現する。

第4 施策の推進に向けて

- 基本施策1 都市農地を活かした都市農業の振興
 - (1) 農作物の生産拡大と生産性の向上
 - ……パイプハウスの導入支援等による軟弱野菜等の生産拡大をはかる。
 - ICTを導入した施設や設備の導入支援等を行う。
 - (2) 都市農地の有効活用 ……農地バンク等を活用した貸し手と借り手のマッチングを推進し、生産規模拡大や農地の遊休化の防止をはかる。
 - (3) 新規品目の導入 ……新需要に応じた新品目の導入による生産振興をはかる。
 - (4) 高付加価値化の推進 ……レストランや小売店等とのマッチングを支援し、新たな加工品の創出、海外展開等によるブランド化を推進する。
 - (5) 食と農の魅力発信・交流拠点の整備
 - ……ファーマーズマーケット・直売所等を通じた地産地消の推進や食都神戸推進に参画する店舗・団体等の登録による販路拡大をはかる。
 - (6) 住環境に配慮した営農……地域住民に配慮した営農環境の整備の支援を行う。
 - (7) 有害鳥獣への対策 ……侵入防止ネットの設置など農作物の被害への対策を行う。
- 基本施策2 都市農業に関わる多様な人材の育成
 - (1) 若手農業者の支援 ……都市農地の貸借により、新たに就農する若手就農者を支援する。
 - (2) 市民と農業者の相互理解……都市農業や地域の農作物への理解促進を支援する。
 - (3) 学校教育における学習機会の提供……教育における農業体験・食育への取り組みを支援する。
 - (4) 農に親しむ機会の充実 ……体験農園、観光農業など農業体験の場づくりを支援する。併せて、自治会等による未利用空間の農的活用（コミュニティガーデン等）の運営や農作業体験への支援を行う。
 - (5) 農を応援する取組み ……農業サポーターとして、農に関わる人材を育成する。
 - (6) 食を応援する組織の育成……食都神戸を応援する横断的なネットワークの構築を支援する。

○基本施策3 生産緑地の指定等による都市農地の保全

- (1) 面積要件の引下げ ……生産緑地の一律 500 m²以上の面積要件を、条例により 300 m²以上まで引下げる条例を制定。(平成 30 年 4 月 1 日施行)
- (2) 追加指定の開始 ……これまで生産緑地の指定を受けていない農地について、平成 30 年度より追加指定を開始し、30 年間の営農を義務付ける。
- (3) 特定生産緑地の指定 ……当初指定から 30 年が経過する生産緑地について、平成 34 年より特定生産緑地の指定による保全を図り、以後 10 年毎に更新する。
- (4) 田園住居地域の指定等 ……農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護するために創設された田園住居地域の指定等について検討する。

第5 都市農業振興に関する施策を推進するために必要な事項

1 都市農地の貸し借りの仕組みづくり

国において、都市農地の有効活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するよう、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成 30 年法律第 68 号)が平成 30 年 9 月に施行された。また、相続税納税猶予制度の見直しにより、貸借により営農を継続する場合も、相続税納税猶予の対象となるよう制度の見直しが行われた。農業者の高齢化や後継者不足が深刻化し、相続を契機とした売却・転用の進行が危惧されており、農地の貸し手と借り手を結びつける体制の構築が必要である。

2 土地利用に関する計画への位置付け等による都市農地活用の取組み

高度成長に伴う都市化に対応するため制定された現行の都市計画法は、増加する人口の受け皿として、計画的な市街地の開発に重点が置かれてきた。今後は、人口減少社会を見据え、農地の宅地化による都市の拡大から、人口規模や地域の特性に応じた都市政策へ転換するなど、社会情勢の変化に対応した持続可能な土地利用が求められている。

生産緑地法の改正を踏まえ、神戸市においても、生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定により、農地の保全を図るとともに、関連する計画への位置付けと合わせ、都市農地を活用する取組みを進めることが重要となる。